

(令和5年2月1日現在)

## スマートPBXサービス オフィス構築サービスに関する利用規約

### 第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、このスマートPBXサービスのオフィス構築サービスに関する規約を定め、これにより、スマートPBXサービスと接続可能な当社が指定するボイスハードウェア等（第4条に規定するものとします。以下「本機器」といいます。）の販売（設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を含みます。）及び本機器に関する保守サービスの提供を行います。オフィス構築サービスの提供について、本規約に定めのない事項は、当社の定めるIP通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、オフィス構築サービス契約者が特段の申出なくオフィス構築サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他オフィス構築サービス契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、オフィス構築サービス契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト

(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff/>) において、この規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 スマートPBXサービス	IP通信網サービス契約約款 別冊（スマートPBXサービス）で規定するインターネットを介してボイスモードのオンネット通信を行うことができるサービス

4	スマートPBX契約	当社からスマートPBXサービスの提供を受けるための契約
5	スマートPBX契約者	当社とスマートPBX契約を締結している者
6	オフィス構築サービス	本機器の販売、本機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事及び保守サービス
7	オフィス構築サービス契約	当社からオフィス構築サービスの提供を受けるための契約
8	オフィス構築サービス契約者	当社とオフィス構築サービス契約を締結している者
9	保守サービス	本機器（IPフォンを除きます。）に関する保守を実施するサービス
10	ボイスハードウェア	スマートPBXサービスを利用するために必要な端末設備
11	ファームウェア	ボイスハードウェアを制御するソフトウェア
12	ボイスソフトウェア	スマートPBXサービスを利用するために必要なソフトウェアであってコンピュータプログラム等の形態をとるもの（当社が別に定めるものに限りません。） （注）本欄に規定する当社が別に定めるものは、「Smart PBXソフトウェア使用許諾」に記載するものとします。
13	ボイスハードウェア等	ボイスハードウェア、ファームウェア又はボイスソフトウェア
14	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
15	消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
16	料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下「起算日」といいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間

（提供地域及び提供範囲）

第5条 当社がオフィス構築サービスの提供を行う地域は、日本国内とします。

2 オフィス構築サービス契約者は、理由の如何を問わず、日本国外にてオフィス構築サービスの提供を受けることはできません。

## 第2章 契約

### (契約の単位)

第6条 当社は、スマートPBX契約者にのみオフィス構築サービスを提供します。

2 当社は、1の本機器につき1のオフィス構築サービス契約を締結します。

### (オフィス構築サービス契約申込みの方法)

第7条 オフィス構築サービスの契約の申込みをするときは、当社が指定する方法によりオフィス構築サービスの申込みを行っていただきます。

### (オフィス構築サービス契約申込みの承諾)

第8条 当社は、オフィス構築サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は次の各号に該当する場合には、オフィス構築サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) オフィス構築サービスの提供が技術的に困難と思われるとき
- (2) 申込みをした者が第7条（オフィス構築サービス契約申込みの方法）の契約申込みにおいて虚偽の事実を記載したとき
- (3) 申込みをした者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、当社の約款及び利用規約の規定に違反したことがあるとき
- (4) 保守サービスに係るオフィス構築サービス契約の申込みについて、その保守サービスの提供を開始する日が次のいずれにも合致しないとき。
  - (ア) その本機器に関する設置の工事の日
  - (イ) その本機器に関する保守サービスの提供に係るオフィス構築サービス契約を解除する日
- (5) その他、当社のオフィス構築サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき

3 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込みをした者に対しその旨を通知します。

### (契約の成立)

第9条 オフィス構築サービス契約は、当社がその契約申込みを承諾することにより成立するものとします。

### (オフィス構築サービス契約者が行うオフィス構築サービス契約の解除)

第9条の2 オフィス構築サービス契約者は、オフィス構築サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の方法により通知していただきます。

ただし、オフィス構築サービス契約のうち、本機器の販売に係る部分については、解除することができません。

### (権利義務の譲渡等)

第10条 当社は、オフィス構築サービス利用権（オフィス構築サービス契約者がオフィス

構築サービス契約者に基づいてオフィス構築サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡の承認を求められたときは、当社のIP通信網サービス契約約款 共通編第13条(IP通信網契約に基づく権利の譲渡)第3項に規定する場合を除いて、これを承認します。

### 第3章 本機器

(本機器の設置)

第11条 当社は、オフィス構築サービス契約者から請求があったときは、当社が第4章(保守)に定める保守サービスの提供を行うことを条件として、本機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を行います。この場合、契約者は、第16条(販売に関する代金、料金及び工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

2 本機器を設置するために必要な場所は、オフィス構築サービス契約者に提供していただきます。

3 本機器に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

4 1から3に規定するほか、本機器に係るその他の提供条件については、料金表に定めるところによります。

(本機器の納入及び引渡し等)

第12条 当社は、本機器(設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を含みます。)について当社の費用と責任でオフィス構築サービス契約者の指定する場所に送付又は納入するものとします。

2 本機器(設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事を含みます。以下この項において同じとします。)の引渡しは、当社がオフィス構築サービス契約者が本機器を受取ったことを確認したことにより完了するものとします。

3 本機器の所有権は、オフィス構築サービス契約者による本機器の販売及び本機器の設置に係る工事に関する料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなったオフィス構築サービスの料金、工事に関する費用、又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払いの完了をもって当社からオフィス構築サービス契約者に移るものとします。

(修理等)

第13条 オフィス構築サービス契約者は、故障等による本機器の修理又は交換については、当社に請求するものとします。

### 第4章 保守

(保守サービスの提供)

第14条 当社は、料金表に定めるところにより、オフィス構築サービス契約者(当社が本機器に関する設置の工事を実施したオフィス構築サービス契約に係る者に限ります。以

下この第4章において同じとします。) に対し、保守サービスを提供します。この場合、オフィス構築サービス契約者は、第16条(販売に関する代金、料金及び工事に関する費用)に規定する保守サービスに関する料金の支払を要します。

(保守サービスの期間)

第15条 保守サービスを提供する期間は保守サービスの提供を開始した日から起算して1年とし、保守期間満了の日の翌日を含む料金月の前々月の末日までに当社又は契約者のいずれから異議がないときは、更に保守期間満了の日の翌日から1年間自動的に継続するものとし、以降も同様とします。

2 オフィス構築サービス契約が前項に定める保守期間内に契約者の責に帰すべき事由により解約される場合であっても、当社は、保守サービスに関する料金を返金しません。

## 第5章 料金等

(販売に関する代金、料金及び工事に関する費用)

第16条 当社が販売する本機器の代金及び工事に関する費用は、料金表第1表に定めるところによります。

2 当社が提供する保守サービスに関する料金は、料金表第2表に定めるところによります。

## 第6章 損害賠償

(責任の制限)

第17条 本機器の販売(設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事及び保守サービスを含みます。)に際し、当社の責めに帰すべき事由により、当社が契約者に損害を与えた場合は、契約者は、当社に対し本機器の販売に関する料金その他の債務の額(設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事又は保守サービスの場合はその額)を限度として、契約者に現実に生じた通常かつ直接の損害の賠償を請求することができるものとします。

2 オフィス構築サービス契約者が本機器に関する瑕疵もしくは数量不足等を発見した場合であって、オフィス構築サービス契約者が本機器の引渡しを受けた後1週間以内にオフィス構築サービス契約者からの通知が当社に到達しなかった場合は、本機器は瑕疵及び不足なくオフィス構築サービス契約者に引渡されたものとみなし、当社は以降の責任を負わないものとします。

3 オフィス構築サービス契約者の責めに帰すべき場合を除き、本機器の設置若しくは移転又はその他の変更に係る工事に瑕疵が発見されたときは、オフィス構築サービス契約者がその旨を当社に申し出ることにより、当社は補修の義務を負うものとし、その担保期間は、工事の日から起算して1年間とします。ただし、当該瑕疵が原因で生じたオフィス構築サービス契約者の損害についての当社の責任は、上記補修を除き免責されるものとします。

## 第7章 雑則

### 第18条 (禁止行為)

オフィス構築サービス契約者は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本機器を転貸又は売却して第三者に利用させること。ただし、電気通信事業法事業法（昭和59年法律第86号）第29条に定める卸電気通信役務を行う者はこの限りではありません。
- (2) 本機器に添付されているプログラムの全部及び一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡又はその他プログラムに関する著作権等を侵害する行為

## 料金表

### 通則

(端数処理)

- 1 当社は、料金その他の債務の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 2 契約者は、料金その他の債務について、当社が定める期日までに、当社が指定するIP通信網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 3 料金その他の債務は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(消費税相当額の加算)

- 4 IP通信網サービス契約約款別冊(スマートPBXサービス)第15条(利用料金の支払義務)並びに共通編第30条(手続きに関する料金の支払義務)及び共通編第31条(工事費の支払義務)の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金その他の債務の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金その他の債務(法令の規定により消費税相当額が課されないものを除きます。)は、税抜価格とし、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。この規約において料金表以外についても同様とします。

(料金等の臨時減免)

- 5 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、料金その他の債務を減免することがあります。

(注) 当社は料金等の減免を行ったときは、関係のIP通信網サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 販売に関する代金及び工事に関する費用

1 適用

区 分	内 容		
(1) 本機器の販売に関する代金の適用	当社は、本機器（転送ゲートウェイ装置を除きます。）の販売に関する代金を適用するにあたって、次表のとおり本機器の区分を定めます。		
	機器種別	区分	
	IP フォン	ミッドレンジモデル	ア イ以外のもの
		SIP 登録可能数が6のもの	イ AC 電源を付して提供するもの
		ミッドレンジモデル Type II	ア AC 電源を付して提供するもの
		SIP 登録可能数が6のもの	
		ベーシックモデル	ア イ以外のもの
		SIP 登録可能数が2のもの	イ AC 電源を付して提供するもの
		ベーシックモデル (N) Type II	ア イ以外のもの
		SIP 登録数が1のもの	イ AC 電源を付して提供するもの
P o E スイッチ	8 ポートモデル (A) Type II		
	16 ポートモデル (A) Type II		
	ミッドレンジモデル Type II 用 (8 ポート)		
	ミッドレンジモデル Type II 用 (16 ポート)		
スイッチングハブ	16 ポートモデル		

		24ポートモデル						
	アクセサリ（マグネット）	A-Lサイズモデル						
		A-Mサイズモデル						
	アクセサリ（ラックマウントキット）	A-Lサイズモデル						
		A-Mサイズモデル						
		A-Sサイズモデル						
		Y-Mサイズモデル						
AC電源	ミッドレンジモデル Type II 用 AC 電源							
(2) 転送ゲートウェイ装置の販売に関する代金の適用	<p>当社は、転送ゲートウェイ装置の提供に関する料金を適用するにあたって、次表のとおり販売する転送ゲートウェイ装置の区分を定めます。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>機器種別</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>転送ゲートウェイ装置（i）</td> <td>50チャンネルモデル</td> </tr> <tr> <td>転送ゲートウェイ装置（m）</td> <td>8チャンネルモデル</td> </tr> </tbody> </table>		機器種別	区分	転送ゲートウェイ装置（i）	50チャンネルモデル	転送ゲートウェイ装置（m）	8チャンネルモデル
機器種別	区分							
転送ゲートウェイ装置（i）	50チャンネルモデル							
転送ゲートウェイ装置（m）	8チャンネルモデル							

## 2 販売に関する代金及び工事費の額

### 2-1 本機器の販売に関する代金

機器種別	区 分		単 位	料 金 額
IPフォン	ミッドレンジモデル	アイ以外のもの	1台ごとに	21,700円 (23,870円)
		イ AC電源を付して提供するもの	1台ごとに	22,500円 (24,750円)
	ミッドレンジモデル Type II	ア AC電源を付して提供するもの	1台ごとに	39,000円 (42,900円)
	ベーシックモデル	アイ以外のもの	1台ごとに	12,800円 (14,080円)
		イ AC電源を付して提供するもの	1台ごとに	13,600円 (14,960円)
	ベーシックモデル (N) Type II	アイ以外のもの	1台ごとに	28,200円 (31,020円)
		イ AC電源を付して提供するもの	1台ごとに	31,500円 (34,650円)

P o Eスイッチ	8ポートモデル (A) Type II	1台ごとに	49,600円 (54,560円)
	16ポートモデル (A) Type II	1台ごとに	157,100円 (172,810円)
	ミッドレンジモデル Type II用 (8ポート)	1台ごとに	67,000円 (73,700円)
	ミッドレンジモデル Type II用 (16ポート)	1台ごとに	98,000円 (107,800円)
スイッチングハブ	16ポートモデル	1台ごとに	34,900円 (38,390円)
	24ポートモデル	1台ごとに	45,900円 (50,490円)
アクセサリ (マグネット)	A-Lサイズモデル	1セットごとに	3,000円 (3,300円)
	A-Mサイズモデル	1セットごとに	2,300円 (2,530円)
アクセサリ (ラックマウントキット)	A-Lサイズモデル	1セットごとに	5,500円 (6,050円)
	A-Mサイズモデル	1セットごとに	9,500円 (10,450円)
	A-Sサイズモデル	1セットごとに	9,500円 (10,450円)
	Y-Mサイズモデル	1セットごとに	18,900円 (20,790円)
AC電源	ミッドレンジモデル Type II用 AC電源	1台ごとに	8,400円 (9,240円)
転送ゲートウェイ装置 (i)	50チャンネルモデル	1台ごとに	78,600円 (86,460円)
転送ゲートウェイ装置 (m)	8チャンネルモデル	1台ごとに	40,300円 (44,330円)

第2表 保守に関する料金

1 適用

区 分	内 容
-----	-----

(1) 保守サービスに関する料金の適用

当社は、本機器（IP フォンを除きます。）の保守サービスに関する料金を適用するにあたって、次表のとおり本機器の保守サービスの区別を定めます。

この場合において、保守期間内での保守区別の変更はできません。

区 別	内 容
センドバック	その本機器の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその本機器の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧の手配を行うもの
オンサイト（転送ゲートウェイ装置を除きます。）	その本機器の修理の請求を受け付けた場合、IP通信網サービス取扱所の営業時間にかかわらずその修理又は復旧を行うもの
コールドスタンバイ（転送ゲートウェイ装置に限ります。）	その販売する転送ゲートウェイ装置の修理又は復旧について当社の係員を派遣しないものであって、IP通信網サービス取扱所の営業時間外にその転送ゲートウェイ装置の修理の請求を受け付けた場合に、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理手配のみを行うもの

	<p>備考</p> <p>1 「営業時間」とは、土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時までの時間をいいます。</p> <p>2 次の各号に規定する原因により生じた故障は、保守サービスの対象外とします。</p> <p>(1) 使用上の誤り又は不当な修理や改造によって生じた故障及び損傷</p> <p>(2) 販売後の輸送、移動、落下などによって生じた故障及び損傷</p> <p>(3) 火災、地震、水害、落雷、その他天変地異、公害、煙害、異常電圧などの外部要因によって生じた故障及び損傷</p> <p>(4) 車両、船舶などに搭載されたことによって生じた故障及び損傷</p> <p>(5) 消耗品の交換</p>
--	--

## 2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
P o E スイッチ	8ポートモデル (A) Type II	1台ごとに年額	5,900円 (6,490円)	21,600円 (23,760円)	
	8ポートモデル	1台ごとに年額	11,400円 (12,540円)	40,800円 (44,880円)	—
	16ポートモデル (A) Type II	1台ごとに年額	19,600円 (21,560円)	71,200円 (78,320円)	
	16ポートモデル	1台ごとに年額	17,900円 (19,690円)	64,700円 (71,170円)	—
スイッチングハブ	8ポートモデル	1台ごとに年額	1,800円 (1,980円)	6,200円 (6,820円)	—
	8ポートモデル Type II	1台ごとに年額	1,800円 (1,980円)	6,200円 (6,820円)	—

	16ポートモデル	1台ごとに年額	4,100 円 (4,510 円)	14,200 円 (15,620 円)	—
	24ポートモデル	1台ごとに年額	5,300 円 (5,830 円)	18,900 円 (20,790 円)	—
レイヤ2 スイッチ	8ポートモデル	1台ごとに年額	2,200 円 (2,420 円)	6,600 円 (7,260 円)	—
	8ポートモデル Type II	1台ごとに年額	2,200 円 (2,420 円)	6,600 円 (7,260 円)	—
ルーター	ベーシックモデル	1台ごとに年額	4,100 円 (4,510 円)	14,200 円 (15,620 円)	—
	スタンダードモデル	1台ごとに年額	8,100 円 (8,910 円)	26,400 円 (29,040 円)	—
	ミッドレンジ モデル(Y) Type I	1台ごとに年額	8,600 円 (9,460 円)	25,300 円 (27,830 円)	—
	ミッドレンジ モデル(Y) Type II	1台ごとに年額	10,300 円 (11,330 円)	30,000 円 (33,000 円)	—
無線LAN アクセス ポイント	ミッドレンジ スマートモデル	1台ごとに年額	15,500 円 (17,050 円)	31,600 円 (34,760 円)	—
	スタンダード モデル(i) Type I	1台ごとに年額	10,300 円 (11,330 円)	49,900 円 (54,890 円)	—
転送ゲート ウェイ 装置(i)	50チャンネルモデル	1台ごとに年額	25,400 円 (27,940 円)	—	25,400 円 (27,940 円)
転送ゲート ウェイ 装置(m)	8チャンネルモデル	1台ごとに年額	20,100 円 (22,110 円)	—	20,100 円 (22,110 円)

備考

1 転送ゲートウェイ装置(i)(m)でインターネット配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

(1)1台につき1の固定グローバルIPアドレスが必要となります。ただし、固定IPアドレスはスマートPBXサービスでは提供しません。

(2)使用できる外線サービス、転送ゲートウェイ装置(i)、(m)の機器区分及び接続可能数は当社が別に定めるものとします。

(注)当社が別に定める機器区分及び接続可能数は次のとおりとします。

使用する外線サービス	転送ゲートウェイ装置機器種別及び区分	接続可能数		備考
		外線チャンネル数	内線端末数	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT Com ひかり電話サービス</li> <li>・東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の音声利用 IP 通信網サービス契約約款に規定する音声利用 IP 通信網サービス第 2 種サービス</li> </ul>	転送ゲートウェイ装置 (m)	8ch	50 台	
	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	12ch	52 台	IP Phone のみ利用した場合
			32 台	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合
転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリー 1 タイプ 1</li> <li>・第 6 種シェアード IP-PBX サービス カテゴリー 1 タイプ 2</li> </ul>	転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデル	16ch※1	46 台 ※2	IP Phone のみ利用した場合
			26 台 ※2	IP Phone とソフトフォン又はスマートフォンアプリを混在利用した場合
	転送ゲートウェイ装置 (i) 50 チャンネルモデル	50ch	100 台	

※1 外線チャンネル数を 17ch 以上使用する場合は、転送ゲートウェイ装置 (i) 12 チャンネルモデルをスイッチに複数台接続させる必要があります。

(3) 転送ゲートウェイ装置(m)は、当社で確認及び設定変更ができるよう遠隔アクセス設定します。遠隔アクセスを行い、設定を変更する場合は、事前にオフィス構築

サービス契約者に通知します。

3 転送ゲートウェイ装置(i)により当社の Universal One サービス配下に接続を行う場合の提供条件は次のとおりとします。

- (1) 使用できる外線サービスは、当社の第6種シェアードIP-PBXサービス（カテゴリー1のタイプ1に限ります。）に限ります。
- (2) 使用できる転送ゲートウェイ装置(i)の区分は、12チャンネルモデル及び50チャンネルに限ります。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 V V サ第 301038 号）

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日より実施します。

附 則（平成 26 年 7 月 18 日 V V サ第 400222 号）

この改正規定は、平成 26 年 7 月 22 日から実施します。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日 V V サ第 400371 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 27 年 5 月 25 日 V V サ第 500084 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 27 年 5 月 27 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により締結している次表左欄の機器に係る契約は、この改正規定実施の日において、同表右欄の機器に係る契約とみなして取り扱います。

転送ゲートウェイ装置	転送ゲートウェイ装置 (C)
------------	----------------

附則（平成 27 年 7 月 29 日 V V サ第 00001365 号）

1 この改正規定は、平成 27 年 7 月 31 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったオフィス構築サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じたオフィス構築サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（平成 27 年 8 月 27 日 V V サ第 00003084 号）

1 この改正規定は、平成 27 年 9 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかったオフィス構築サービ

スの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 3 この改正規定実施前のその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 28 年 7 月 7 日 V V サ第 00060081 号）

この改正規定は、平成 28 年 7 月 11 日から実施します。

附 則（平成 28 年 12 月 26 日 V V サ第 00127932 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（6 チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

#### 第 1 表 削除

#### 第 2 表 保守サービスに関する料金

##### 2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
転送ゲートウェイ装置（i）	6 チャンネルモデル	1 台ごとに年額	5,900 円 (6,490 円)	—	5,900 円 (6,490 円)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 29 年 5 月 26 日 V V 第 000 00196371 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 29 年 7 月 21 日 V V 第 00218211 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（12 チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。）の提供を受けるオフィス構築契約者については、この改正規定実施の日以降、その保守サービスの提供を開始した日から 5 年間、次表に規定する料金額を適用するものとし、その他の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

## 第 2 表 保守サービスに関する料金

### 2 料金額

機器種別	区分	単位	料金額		
			センドバック	オンサイト	コールドスタンバイ
転送ゲートウェイ装置（i）	12チャンネルモデル	1 台ごとに 年額	19,200 円 (21,120 円)	—	19,200 円 (21,120 円)

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 29 年 10 月 20 日 V V 第 00254049 号）

この改正規定は、平成 29 年 10 月 23 日から実施します。

附則（平成 30 年 3 月 27 日 V V サ第 00323920 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則（令和元年 9 月 11 日 V V サ第 00541388 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 V V サ第 00621078 号）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。

附 則（令和 2 年 4 月 23 日 A P S 1 サ第 00641679 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 2 年 6 月 1 日から実施します。  
（経過措置）
- 2 V V サ第 00127932 号（平成 28 年 12 月 26 日）の附則 2 のうち第 1 表（販売に関する代金及び工事に関する費用）2-1（本機器の販売に関する代金）に規定する料金表を、令和 2 年 6 月 1 日をもって削除します。
- 3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（6 チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和 3 年 5 月 31 日を期限として、V V サ第 00127932 号（平成 28 年 12 月 26 日）の附則 2 のうち第 2 表（保守サービスに関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。この場合において、令和 2 年 6 月 1 日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。
- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和3年2月5日 A P S 1 サ第 00741302 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（i）（12チャンネルモデルに限ります。）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和4年3月31日を期限として、VVサ第00218211号（平成29年7月21日）の附則2のうち第2表（保守サービスに関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。この場合において、令和3年4月1日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和4年5月25日 A P S 1 サ第 00923318 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和4年7月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（P o Eスイッチ 24ポートモデルに係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和5年2月28日を期限として、改正前の第2表（保守に関する料金）2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のとおりとします。この場合において、令和4年7月1日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（令和 4 年 6 月 29 日 A P S 1 サ第 00937778 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附 則（令和 4 年 5 月 25 日 A P S 1 サ第 00923318 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 10 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により保守サービス（転送ゲートウェイ装置（c）に係るものに限ります。以下この項において同じとします。）の提供を受けているオフィス構築サービス契約者については、令和 5 年 9 月 30 日を期限として、改正前の第 2 表（保守に関する料金） 2（料金額）に規定する料金額を適用するものとし、その契約に係る取扱いについては、なお従前のおりとします。この場合において、令和 4 年 10 月 1 日以降に保守期間を満了するオフィス構築サービス契約者については、保守サービスの更新はできません。

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

附 則（令和 5 年 1 月 30 日 C A S 1 サ第 01010337 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 5 年 2 月 1 日から実施します。